

九州電力株式会社玄海原子力発電所第4号機の
原子炉等規制法に基づく設計及び工事の計画の認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘

申請年月日等：

令和2年8月26日（原発本第151号）

補正年月日等：

令和2年11月27日（原発本第263号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：玄海原子力発電所

所在地：佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力： 3, 478, 000 kW

第1号機： 559, 000 kW

第2号機： 559, 000 kW

第3号機： 1, 180, 000 kW

第4号機： 1, 180, 000 kW（今回申請分）

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

1 燃料取扱設備

(3) 使用済燃料運搬用容器及び放射線遮蔽材

6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請に係るものに限る。）

7 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法

5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：使用済燃料運搬用容器の設置

6. 申請理由

玄海第4号機の使用済燃料については、必要に応じて玄海3号機へ運搬し、玄海3号機の使用済燃料ピットに貯蔵する計画としている。このため、使用済燃料運搬用容器を玄海4号機に設置する。